

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

○財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例

(管財課)

ページ

条 例

財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百号

財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与等に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表建物の項の次に次のように加える。

建物以外の
工作物

建物以外の工作物の種類に応じて土地又は建物の
使用料の額の算定の例により算定した金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。